委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和5年10月13日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等 ▼	
	○知事	● 市区町村長等
2. 都道府県名	愛知	□ 県
3. 市区町村名	みよ	し市
4. 届出番号		7
5. 独自利用事務の事例番 号	74	-1
6. 独自利用事務の対象者	みよし市福祉医療費支給条	·例第3条第1項第1号に定める者
7. 番号法第9条第2項の条 例に規定した日	令和5	5年9月29日
8. 保護評価の実施の有無	1. 有	•
9. 評価書番号		29
10. 保護評価書の名称	みよし市福祉医療費支給に関する事務	
11. 保護評価書のURLリンク	date to year=5&opn date to month=1 60&count=20&ev type=2&ev type=3& &kk type=6&opn date from gengo=4& h=8&opn date from day=24&sort key-	aluationSearch/?opn date to gengo=5&opn 1&opn date to day=24&hj no=60000202323 ev type=4&kk type=1&kk type=2&kk type=4 copn date from year=5&opn date from mont =opn date from&sort order=DESC&search=&page=1
12. 委任関係		•

執行機関名 みよし市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

and the second s			
	(1)法定事務	(2)独自利用事務	
	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省 令で定めるもの	子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
②番号法別表第1の項	56		

③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		みよし市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表第1 第6の項 子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	児童手当法(昭和46年法律第73号)第1条	みよし市福祉医療費支給条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の	第1条 この条例は、(子ども)、学生、障害者、ひとり親家庭の母又は父及び当該ひとり親家庭の児童並びに後期高齢者に対して、医療費の一部を支給することにより、これらの者の保健の向上を図り、もって(市民の福祉の増進に資すること)を目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		みよし市福祉医療費支給条例

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務	
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号	みよし市福祉医療費支給条例第8条	
②事務の内容	児童手当法第七条第一項(同法第十七条第一項(同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。)及び同法附則第二条第四項において適用し、又は準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。)の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	子ども医療費に係る福祉医療費条例第第8条に規定する福祉医療費の請求の申 請に係る事実についての審査に関する事務	
特定個人情報1	- 特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号 二	みよし市福祉医療費支給条例第8条第1項、第2項、第3項	
②情報提供者	内閣総理大臣	内閣総理大臣	
③提供を求める特定個人情 報	公的給付支給等口座登録簿関係情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報	

/++- + -	
備考	